

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

基準日

令和4年6月1日（基準日に平戸市に住民登録のある世帯が対象）

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市が確認書（または申請書）を受理した日から2週間前後です。

給付金の支給手続き

令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 確認書には令和2年の特別定額給付金（10万円支給）の際にお伺いした金融機関の口座情報を記載しています。記載がない場合、新たな口座情報を記載してください。
- 確認書の記入は、「確認・記入例」を参考にしてください。
 - 記載された振込口座番号に誤りがないか確認してください。
 - 世帯主氏名・確認日・連絡先電話番号の欄は必ず記入してください。※ 確認書の下記のチェック欄に必ず✓を入れてください。
 - ① 世帯全員が、住民税が課税されている他の扶養親族等の扶養を受けていません。
 - ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 中身を確認し、「同封の返信用封筒にて返信してください」。
返信用封筒の裏面に必ず住所・世帯主名を記載してください。

裏面も必ずご覧ください

振込金融機関

原則、確認書に記載された世帯主の口座に振り込みます。

※振込決定通知書は送付しませんので、通帳記入等で入金の確認をお願いします。

確認書返信期限

令和4年9月30日(金)

※令和4年9月30日(金)までに届かなかつた場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなしますのでご注意ください。

その他

支給口座欄が空欄の場合・新たな振込口座番号を希望する場合又は、代理人が確認(受給)する場合は、新しい口座情報の記入、確認書類(写し)の貼付をお願いします。詳しくは同封しております「確認・記入例」をご覧ください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」は要注意!

STOP
詐欺

自宅や職場に市役所や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、平戸警察署(22-3110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

市役所や内閣府が以下を行うことは絶対にありません。以下のようなことがあった場合は絶対に応じないでください!

- 現金自動払機(ATM)の操作をお願いすること!
- 受給にあたり、手数料の振り込みを求めること!
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること!

お問い合わせ

■制度に関すること

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00(土日含む)

■受給に関すること

市役所内窓口

平戸市役所 福祉課 総務班

22-9130

受付時間 8:30~17:15(平日のみ)